

蓬田村総合事業通所型サービス サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位			
A6	1111	通所型独自サービス 1 1	通所型独自サービス 1 1 日割	イ	1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798	1月につき		
A6	1112	事業対象者・要支援 1				59	1日につき			
A6	1121	通所型独自サービス 1 2				事業対象者・要支援 2	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス 1 2 日割					119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス 2 1	通所型独自サービス 2 2	ロ	1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき		
A6	1123	事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で8回まで				447				
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算	イ	1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18	1月につき		
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割				-1	1日につき			
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2				事業対象者・要支援 2	-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割				-1	1日につき			
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1				ロ	1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2						事業対象者・要支援 2	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	通所型独自業務継続計画未策定減算	イ	1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18	1月につき		
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割				-1	1日につき			
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2				事業対象者・要支援 2	-36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割				-1	1日につき			
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 1				ロ	1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 2						事業対象者・要支援 2	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割						1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数						1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ	1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2				事業対象者・要支援 2	-752			
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算 3				ロ	1 月当たりの回数を定める場合		-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ	生活機能向上グループ活動加算			100	1月につき		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算					225			
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ	若年性認知症利用者受入加算			240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ	栄養アセスメント加算			50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ	栄養改善加算			200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ	一体的サービス提供加算			480			
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1					運動器機能向上及び栄養改善		480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2					運動器機能向上及び口腔機能向上		480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3					栄養改善及び口腔機能向上		480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ					運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算							120	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1	88			
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援 2	176				
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援 2	144				
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援 2	48				
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100			
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200			
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2				運動器機能向上加算を算定している場合	100			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20			
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ	科学的介護推進体制加算			40			
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算				
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算				
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000 加算			

**定員超過の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		313	

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		313	

- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
- ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。